

公衆無線 LAN 個別規定

ソフトバンク株式会社

第 1 章 総 則

第 1 条 (適用範囲)

1. 当社は、この公衆無線 LAN 個別規定および「SoftBank ブロードバンドオプションサービス」基本規約（以下「基本規約」といいます。）に基づき公衆無線 LAN を提供します。
2. この公衆無線 LAN 個別規定は、基本規約第 2 条（3）に定める個別規定として公衆無線 LAN の利用条件を定めるものです。

第 2 条 (定義)

本規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「公衆無線 LAN」とは、ADSL サービスのオプションサービスとして提供するサービスであり、提供区域において、無線 LAN 機器を使用してインターネット接続を行う電気通信サービスをいいます。
- (2) 「公衆無線 LAN 利用契約」とは、公衆無線 LAN を利用するための本規定に基づく契約をいいます。
- (3) 「公衆無線 LAN 会員」とは、当社との間で公衆無線 LAN 利用契約が成立した者をいいます。
- (4) 「提供区域」とは、無線基地局設備取扱所において無線基地局設備から電波の届く範囲をいいます。
- (5) 「無線基地局設備」とは、無線回線を収容するために設置される交換設備（その交換設備に接続される設備を含みます。）をいいます。
- (6) 「無線基地局設備取扱所」とは公衆無線 LAN が利用できる場所として当社が指定する取扱所 (http://tm.softbank.jp/business/wlan/area_list/) をいいます。
- (7) 「無線回線」とは、無線基地局設備と無線 LAN 機器との間に設置される電気通信回線をいいます。
- (8) 「無線 LAN 機器」とは、公衆無線 LAN の利用のために公衆無線 LAN 会員が使用する端末機器に接続される無線 LAN アダプタ等の無線送受信装置をいいます。
- (9) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、または電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。
- (10) 「ADSL サービス」とは、当社の「SoftBank ブロードバンド ADSL 個別規定」に定める ADSL サービスをいいます。

第 2 章 公衆無線 LAN 利用契約

第 3 条 (公衆無線 LAN 利用契約の単位)

当社は、ADSL サービスに係るサービス会員回線 1 回線ごとに 1 つの公衆無線 LAN 利用契約を締結

します。この場合、公衆無線 LAN 会員は 1 つの公衆無線 LAN 利用契約について 1 人に限られます。

第 4 条（申込の資格）

1. 公衆無線 LAN は、ADSL サービスの申込者であって ADSL サービスに係る有効な ID およびパスワードが付与されている者、および ADSL サービス利用契約を締結している者、に限り申込ができるものとします。
2. 前項の資格に該当する場合であっても、次の各号の一に該当する場合には、申込ができません。
 - (1) 当社に対する債務の弁済を遅延しているとき、または遅延するおそれがあるとき
 - (2) 過去に当社から不正利用などにより公衆無線 LAN 利用契約もしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除され、または ADSL サービスもしくは当社が提供する他のサービスの提供を停止されていたとき
 - (3) 公衆無線 LAN 利用契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断したとき
 - (4) その他当社が適当でないと判断したとき

第 5 条（公衆無線 LAN 利用契約の成立）

1. 公衆無線 LAN 利用契約の申込は、あらかじめ本規定に同意のうえ、当社が定める方法により、当社に対して行うものとします。
2. 公衆無線 LAN 利用契約は、前項の申込を当社が承諾したときに成立するものとします。

第 3 章 サービスの提供

第 6 条（公衆無線 LAN の提供区域）

1. 当社は提供区域において公衆無線 LAN を提供します。
2. 提供区域は追加、削除等により変更される可能性があること、および当該提供区域の変更に関し当社は何らの責任も負うものではないことを公衆無線 LAN 会員は予め承諾します。

第 7 条（通信）

公衆無線 LAN は、当社が別途定める無線 LAN 規格に準拠するインターフェースにより通信を行うことができます。ただし、当社は、そのインターフェースに規定する符号伝送速度を保証しません。

第 8 条（無線回線による制約）

公衆無線 LAN においては、次の各号の理由により、無線回線を利用した通信の伝送速度が低下もしくは変動する状態、符号誤りが発生する状態または公衆無線 LAN が全く利用できない状態となることがあります。

- (1) 無線回線に係る回線距離および無線基地局設備の設備状況
- (2) 他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備からの信号漏洩による電波障害および

電波干渉等

- (3) 電気製品および特殊医療機器等からの電磁波等の発生による電波障害および電波干渉等
- (4) 遮蔽物による電波障害
- (5) 無線 LAN 機器の故障

第9条 (利用の制限)

1. 当社は、技術上やむを得ない理由等により、事前の通知なく、無線基地局設備の点検または全部もしくは一部を移設、増設もしくは減設することがあります。この場合、提供区域であっても公衆無線 LAN の提供を行うことができなくなる場合があります。
2. 無線基地局設備には同時接続可能数に限りがあるため、最大同時接続数を超えた場合は利用できません。また、同時に接続する利用者の利用状況等により最大同時接続数が異なる場合があります。
3. 当社は、公衆無線 LAN 会員が WEB サイトを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト（一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます。）に基づき、当該 WEB サイト、画像又は映像等の閲覧を制限することがあります。
- 3-2. 当社は、本サービスのインターネット接続において、悪意のある第三者により公衆無線 LAN 会員が利用している端末がコンピューターウイルスやワーム、スパイウェア等へ感染することにより、個人情報搾取等の公衆無線 LAN 会員の不利益となることを防ぐため、以下の対応を行います。なお、以下対応は完全性を保証するものではなく、また遮断されたインターネット接続への影響について、当社は責任を負いません。
 - (1) 公衆無線 LAN 会員がインターネットサービスへアクセスする場合、そのアクセス要求に付随するドメイン情報を自動的に検知し、当社の保持している悪意のあるサーバーのドメインリストと照合いたします。
 - (2) 照合の結果、当該ドメインリストと合致する場合、その通信を遮断します。
- 3-3. 公衆無線 LAN 会員は 3-2. (1) および (2) に同意しない場合、当社が別途定める方法により、その機能を無効にすることができます。
4. 当社は、別に定める無線基地局設備に係る提供区域において公衆無線 LAN 会員が通信を行う場合に、当社が別に定めるソフトウェア又は通信プロトコルに係る通信等を制限することがあります。
5. 当社は、本条に規定する通信の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。

第4章 利用料金等

第10条 (利用料金等)

1. 公衆無線 LAN 会員は、公衆無線 LAN の利用料金を、当社が別途定める料金表に従い、毎月支払うものとします。
2. 利用料金の課金開始日は、第5条第2項に定める契約成立日の7日後が属する月の翌月1日または ADSL サービスの課金開始日が属する月の1日のいずれか遅い日とします。た

だし、本サービスの課金開始日の前日以前に公衆無線 LAN 利用契約が終了となった場合は、当該公衆無線 LAN 利用契約終了日の属する月の月額利用料金が発生するものとします。

3. 公衆無線 LAN の課金開始月および終了月の利用料金は、月額利用料金をお支払いいただくものとし、日割課金は行いません。
4. 公衆無線 LAN 会員は、公衆無線 LAN 利用契約期間中に公衆無線 LAN を利用することができない状態が生じた場合であっても、期間中の利用料金の全額を支払うものとします。但し、本規定に別段の定めがある場合はこの限りではありません。
5. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、利用料金の計算の起算日または締切日を変更することができるものとします。

第 5 章 公衆無線 LAN 会員の責務等

第 11 条 (サービスの利用)

1. 公衆無線 LAN 会員は、公衆無線 LAN の利用およびその結果につき一切の責任を負うものとします。万一、公衆無線 LAN 会員による公衆無線 LAN の利用に関連しまたは起因して、他の公衆無線 LAN 会員または第三者から当社に対して何らかの請求、訴訟その他の紛争が生じた場合、当該公衆無線 LAN 会員は、自らの費用と責任において当該紛争を解決し、当社に経済的負担が生じた場合にはこれを賠償するものとします。
2. 無線基地局設備取扱所によっては利用場所や営業日、営業時間により公衆無線 LAN の利用が制限されることがあります。また、無線基地局設備取扱所以外において公衆無線 LAN を利用してはならないものとします。

第 12 条 (ID・パスワードの管理)

1. 本サービスの利用に関して公衆無線 LAN 会員に ID およびパスワード (以下「ID 等」といいます。) が付与される場合、公衆無線 LAN 会員は ID 等を管理する責任を負います。
2. ID 等を用いて本サービスの利用が開始された場合、その後ログアウトまでの一連の通信は ID 等が付与された公衆無線 LAN 会員自身の正当な権限をもって行われているものとみなし、公衆無線 LAN 会員はその利用に係る利用料金等を負担するものとします。また、当社は、ID 等の使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。
3. ID 等の譲渡、名義変更はできません。

第 13 条 (端末機器の管理等)

1. 公衆無線 LAN 会員は公衆無線 LAN を利用するために必要な端末機器、無線 LAN 機器等を自己の費用と責任をもって維持するものとします。
2. 公衆無線 LAN は、公衆の場における、かつ、無線回線を用いたサービスであることに鑑み、公衆無線 LAN 会員は、端末機器にセキュリティ対策を施す等、自己の費用と責任において十分な注意を払う必要があります。
3. 前 2 項に定める端末機器の管理等がなされなかったために公衆無線 LAN 会員が公衆無線 LAN を利用できなかった場合または第三者より被害を受けた場合であっても、当社は一切責任を負わ

ず、また料金等の減額・返還等には応じないものとします。

第6章 公衆無線 LAN の停止等

第14条（責任の制限）

1. 当社は、公衆無線 LAN を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、すべての提供区域において公衆無線 LAN が全く利用できない状態（公衆無線 LAN の利用に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間を超えてその状態が継続したときに限り、公衆無線 LAN 会員の損害賠償請求に応じるものとします。
2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、公衆無線 LAN 会員が公衆無線 LAN をすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）に応じて算出するものとします。また、前項の損害賠償の範囲は、公衆無線 LAN 会員に現実発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつその総額は、公衆無線 LAN 会員が公衆無線 LAN をすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間に相当する利用料金相当額を上限とします。ただし、会員が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。

第15条（免責）

1. 当社は、公衆無線 LAN 会員が公衆無線 LAN を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性その他いかなる事項に関する保証も行いません。
2. 当社は、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害については、賠償責任を負わないものとします。
3. 当社は、本規定の変更により公衆無線 LAN 会員が有する設備の改造または変更等を要することとなった場合であっても、その費用を負担しないものとします。
4. 本規定に明示的に定める場合を除き、本サービスに関連して発生した会員（消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者以外の会員（法人等）を除きます。）の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の 1 ヶ月分を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。
5. 当社は、会員が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者以外（法人等）の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規定にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。

第7章 公衆無線 LAN 利用契約の終了

第16条（公衆無線 LAN 会員が行う公衆無線 LAN 利用契約の解約）

1. 公衆無線 LAN 会員は、公衆無線 LAN 利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方

法に従い、当社に通知するものとします。

2. 前項の通知に係る公衆無線 LAN 利用契約は、本規定に別段の明示がある場合を除き、当該通知が当社に到達した日の属する月の末日をもって終了します。

第 17 条（公衆無線 LAN 利用契約の終了）

次の事項に該当する場合は、何ら意思表示なく当然に公衆無線 LAN 利用契約も終了するものとします。

- (1) ADSL サービスの申込が取り消される等、公衆無線 LAN 会員の ADSL 利用契約が成立しなかった場合
- (2) 公衆無線 LAN 会員の ADSL 利用契約が終了した場合

第 8 章 雑 則

第 18 条（無線 LAN パックセット値引きに関する特約）

1. 当社は、公衆無線 LAN 会員が、公衆無線 LAN 利用契約の対象となる ADSL サービスに係るサービス会員回線において当社の定める「接続機器レンタル個別規定」に基づき提供する無線 LAN サービスのレンタル契約の申込を行った場合、公衆無線 LAN の月額利用料金を値引きします。
2. 前項に定める値引きは、次の各号の定めに従い適用するものとします。
 - (1) 無線 LAN サービスのレンタル契約申込日が公衆無線 LAN の課金開始日よりも早い場合、公衆無線 LAN の課金開始月から適用。
 - (2) 公衆無線 LAN の課金開始日が無線 LAN サービスのレンタル契約申込日よりも早い場合は、無線 LAN サービスのレンタル契約申込日の属する月から適用。
3. 前 2 項の値引きは、公衆無線 LAN 会員が無線 LAN サービスのレンタル契約の申込を取り消し、または事由の如何を問わず無線 LAN サービスのレンタル契約が終了した場合は、当該取り消し月または契約終了月をもって終了します。

(2005 年 10 月 3 日制定実施)

(2005 年 12 月 1 日承継改定実施)

(2007 年 3 月 31 日承継改定実施)

(2011 年 4 月 21 日改定実施)

(2011 年 12 月 2 日改定)

(2011 年 12 月 21 日改定実施)

(2014 年 4 月 1 日改定実施)

(2014 年 7 月 1 日改定実施)

(2016 年 12 月 7 日改定)

(2017 年 1 月 16 日上記改定実施)

(2020 年 4 月 1 日改定実施)

(2023 年 6 月 1 日改定実施)